

市長の職務代理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

川越市長 森田 初恵

川越市規則第 5 1 号

市長の職務代理規則の一部を改正する規則

市長の職務代理規則（昭和40年規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（市長の職務を代理する副市長の順序）

第2条 法第152条第1項後段の規定による市長の職務を代理する副市長の順序は、次のとおりとする。

第1順位 栗原副市長

第2順位 西川副市長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。